

令和2年5月1日

保護者 様

北 塩 原 村 教 育 委 員 会
北塩原村立裏磐梯小学校長 酒井 宏尚

臨時休業措置の延長について

臨時休業の延長について、北塩原村の対応は下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1 臨時休業の延長について

村立小・中学校全校の臨時休業期間が令和2年5月31日(日)まで延長となります。ただし、休校期間内に、福島県教育委員会教育長から休業要請の解除があった場合には、学校を再開します。

2 臨時休業期間中の登校日について

次の4日間を登校日とし、児童の健康状態、学習状況等の確認や学習の計画・指導、課題の配付等を行います。

5月 7日(木)	午前中	給食なし	下校11:05
5月 8日(金)	午前中	給食なし	下校11:05
5月18日(月)	午前中	給食なし	下校11:05
5月25日(月)	午前中	給食なし	下校11:05

3 臨時休業期間の過ごし方について

- (1) 毎朝の検温を必ず行ってください。
- (2) 発熱等、体調不良の場合には安静を保つとともに、必要に応じて医療機関を受診するようにしてください。
- (3) 児童の生活リズムを整え、睡眠不足等にならないようご注意ください。また、臨時休校の趣旨をふまえ、不要不急の外出も控えさせてください。
- (4) 感染予防のため、頻繁にうがいや手洗い、アルコール消毒をさせてください。
- (5) 児童はもちろん、家族の方も、手洗い・うがいを徹底し、習慣化するよう努めるなど、ご家族も含めて、感染予防にご協力ください。
- (6) 万が一、児童やご家族が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合には、学校へご一報ください。

4 臨時休業中の学習について

- ・ 臨時休業中の学習について、登校日に学習状況等の確認や学習の計画・指導、配付等を行います。計画的に進めさせてください。
- ・ 学校のホームページ(ポータルサイト)や福島県教育委員会のホームページ等から様々な学習サイトへリンクできます。ご活用ください。

5 その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報が流動的な状況です。変更等がありましたら、学校のホームページ(ポータルサイト)や緊急メール等で随時お知らせ致します。

(事務担当：教頭 五ノ井 達也)